

| 壁紙の品質規格と安全性 |

1 安全規格

サンゲツの壁紙は、さまざまな安全規格の基準に適合しており、安心してお使いいただけます。

■ SV規格とJIS規格について



SV規格

Standard Value (壁紙製品標準規格)

快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として壁紙工業会により制定された自主規格です。



JIS規格 (壁紙: JIS A 6921)

Japanese Industrial Standards (日本工業規格)

日本の工業製品の品質安定を目的とした工業標準化法に基づき制定された国家規格です。

項目NO.	試験項目		SV規格	JIS規格
			規格値	規格値
1	退色性(号)		4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦(タテ・ヨコ)	4以上	同左
		湿潤摩擦(タテ・ヨコ)	4以上	同左
3	隠蔽性(級)		3以上	同左
4	施工性		浮き及び剥がれがあってはならない	同左
5	湿潤強度 N/1.5cm (タテ・ヨコ)		5.0以上	同左
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)		0.2以下	同左
7	重金属	砒素 (mg/kg)	3以下	—
		鉛 (mg/kg)	20以下	—
		カドミウム (mg/kg)	3以下	—
		クロム (mg/kg)	20以下	—
8	塩化ビニルモノマー (mg/kg)	水銀 (mg/kg)	2以下	—
		TVOC (μg/g)	100以下	—
		TEX芳香族 (μg/g)	10以下	—
		—	0.1以下	—
9	残留VOC	—	—	—
		—	—	—

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300°C以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

●SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁装協会ホームページをご参照ください。

2 シックハウス対策

■ シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年(平成15年)7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因とされる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。壁紙は第一種ホルムアルデヒド発散建築材料の製品として告示されたことから、壁紙を内装仕上げ材として用いる場合は、JISまたは国土交通大臣の認定を取得し、発散等級を明らかにすることが必須となりました。

「居室^{*}を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」

(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

^{*}「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など常時「人が居室しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

■ シックハウス対策の技術的基準について

技術的基準の政令 第393号

1. 規制対象物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する建築材料の規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

3. ホルムアルデヒドに関する建材及び換気設備の規制

①内装仕上げの制限

②換気設備設置の義務付け

③天井裏などの制限

■ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、使用面積の制限を受けることなく、お使いいただけます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド発散速度 (チャンバー法数値)	5μg/mh以下	5μg/mh~ 20μg/mh以下	20μg/mh~ 120μg/mh以下	120μg/mh以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS認証	—	—	—
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積が制限される		使用禁止

■一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理規定を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う自主管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報検索システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

(1)製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けされるもので、「JIS認証仕様」「大臣認定仕様」の2つの様式があります。

(2)シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

※シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けられます。

JIS認証仕様

製品情報ラベル			
ホルムアルデヒド発散 F☆☆☆☆	JIS A 6921	製造業者	
品番			
ロット番号		製造年月	

防火製品表示ラベル			
材料区分	防火性能	施工方法	認定番号
不燃材料 (気密性・透湿性)			
不燃石膏ボード			
準不燃材料			
金属板			

*本規格(第2種、第4種)の防火性能は、試験機により測定されたもので、施工時には仕上り層の品質を確保し、ホルムアルデヒド発散量の規制事項の大臣認定を受けたものを使用し、その使用量は、製品仕様書(100g/m²以下)を遵守し、以下にしてください。
 ・製品を貼付する前に、施工現場の湿度を70%以下に保ち、乾燥させてください。
 ・施工については、日本壁装協会による防火製品材料の標準施工法を参照してください。
 ・本規格は、建築現場に適用された場合に、施工記録および防火材料として管理されています。

防火認定取得者

(シックハウス対策品ラベル)

大臣認定仕様

製品情報ラベル			
ホルムアルデヒド発散 F☆☆☆☆	大臣認定番号	製造業者	
品番			
ロット番号		製造年月	

防火製品表示ラベル			
材料区分	防火性能	施工方法	認定番号
不燃材料 (気密性・透湿性)			
不燃石膏ボード			
準不燃材料			
金属板			

*本規格(第2種、第4種)の防火性能は、試験機により測定されたもので、施工時には仕上り層の品質を確保し、ホルムアルデヒド発散量の規制事項の大臣認定を受けたものを使用し、その使用量は、製品仕様書(100g/m²以下)を遵守し、以下にしてください。
 ・製品を貼付する前に、施工現場の湿度を70%以下に保ち、乾燥させてください。
 ・施工については、日本壁装協会による防火製品材料の標準施工法を参照してください。
 ・本規格は、建築現場に適用された場合に、施工記録および防火材料として管理されています。

防火認定取得者

(製品情報ラベル)

■シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

建築基準法令等では、建築確認申請の際には告示対象建材について「使用建築材料表で等級を明示」するだけでなく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会の検索システムで「壁紙品質情報管理システム登録確認書」として一元管理されています。

■壁紙品質情報管理システム登録確認書

日本壁装協会の検索システムでは、JISならびに大臣認定に関するシックハウス対策情報や防火認定情報も商品番号から検索でき、「確認書」保存 ボタンより印刷及びダウンロードすることができます。

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索

壁紙品質情報管理システム登録確認書

以下で確認し、日本壁装協会が提供するシックハウス対策壁紙及び防火製品の品質情報管理システムに登録されていることを確認してください。

商品名	規格	大臣認定番号

1. シックハウスの対策壁紙

品番	ホルムアルデヒド発散速度	JIS規格	大臣認定番号

2. 防火製品

品番	防火性能	施工方法	認定番号

商品情報について
 本規格(第2種、第4種)の防火性能は、試験機により測定されたもので、施工時には仕上り層の品質を確保し、ホルムアルデヒド発散量の規制事項の大臣認定を受けたものを使用し、その使用量は、製品仕様書(100g/m²以下)を遵守し、以下にしてください。
 ・製品を貼付する前に、施工現場の湿度を70%以下に保ち、乾燥させてください。
 ・施工については、日本壁装協会による防火製品材料の標準施工法を参照してください。
 ・本規格は、建築現場に適用された場合に、施工記録および防火材料として管理されています。

確認書の内容は、本システムに登録されている情報です。
 本規格(第2種、第4種)の防火性能は、試験機により測定されたもので、施工時には仕上り層の品質を確保し、ホルムアルデヒド発散量の規制事項の大臣認定を受けたものを使用し、その使用量は、製品仕様書(100g/m²以下)を遵守し、以下にしてください。
 ・製品を貼付する前に、施工現場の湿度を70%以下に保ち、乾燥させてください。
 ・施工については、日本壁装協会による防火製品材料の標準施工法を参照してください。
 ・本規格は、建築現場に適用された場合に、施工記録および防火材料として管理されています。

日本壁装協会 登録確認書 発行

1 防火材料について

■ 防火材料の認定と防火壁装材料

防火材料とは、不燃・準不燃・難燃の性能区分に応じて、国土交通大臣が定めた材料(※①)、もしくは国土交通大臣が認定した材料(※②)のことです。

※① 国土交通大臣が定めた材料とは、建築基準法令等に基づいて告示に具体的な名称を挙げて防火性能があるとされた材料です。

※② 国土交通大臣が認定した材料とは、法令等に基づいて国土交通省の指定する性能評価機関で評価し、防火性能があると国土交通大臣から認められた材料です。防火壁装材料も国土交通大臣の認定を受けた防火材料です。

防火壁装材料とは上記の大臣認定を受けた壁紙です。これは、壁紙単体ではなく下地基材との組合せによって得られた防火性能により認定を受けており、下地基材によって同じ壁紙でも防火性能が異なる場合があります。防火壁装材料としての性能確認は、告示に示された防火材料との組合せで行われており、下地基材については、国土交通大臣が定めた防火材料であること、また認定の仕様に定められた範囲内でしか施工できません。

したがって、下記の告示に表記のない、個別に大臣認定を取得した下地基材に施工した場合は、防火材料として認められません。例えば、9.5mm不燃石膏ボードは、告示された不燃材料には該当しないことから、不燃認定壁紙を施工しても不燃性能の表示をすることはできません。

■ 国土交通大臣が定めた防火材料

(1) 不燃材料(建設省告示第1400号ならびに国土交通省告示第1178号による改正)

建築基準法施行令(昭和25年政令第201号)第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ3mm以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ5mm以上)、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、石膏ボード(厚さ12mm以上)、ロックウール板、グラスウール板

(2) 準不燃材料(建設省告示第1401号 平成12年5月30日)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

不燃材料、石膏ボード(厚さ9mm以上)、木毛セメント板(厚さ15mm以上)、硬質木片セメント板(厚さ9mm以上、かさ比重0.9以上)、木片セメント板(厚さ30mm以上、かさ比重0.5以上)、パルプセメント板(厚さ6mm以上)

(3) 難燃材料(建設省告示第1402号 平成12年5月30日)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定める。

準不燃材料、難燃合板(厚さ5.5mm以上)、石膏ボード(厚さ7mm以上)

※不明な点につきましては、建築主事にご確認ください。

2 防火認定番号について

国土交通大臣より認定を取得した防火材料には認定番号が発行されます。認定番号は、不燃の防火性能を有するものは「NM」、準不燃は「QM」、難燃は「RM」の記号がそれぞれ頭に付いた4桁の番号です。

不燃	NM-〇〇〇〇	Noncombustible Material	燃えにくい材料
準不燃	QM-〇〇〇〇	Quasi noncombustible Material	類似(準)の燃えにくい材料
難燃	RM-〇〇〇〇	Fire Retardant Material	火を遅らせる材料

3 防火ラベルについて

壁紙品質情報管理システムでは、防火壁装材料の製造出荷から現場施工仕上げまでの管理を一貫して行うため、2つの表示ラベルを運用します。製品には「防火製品表示ラベル」が、また施工現場の仕上げ箇所には「防火施工管理ラベル」がそれぞれ表示されます。

(1) 防火製品表示ラベルについて

国土交通省より防火認定を取得し、防火仕上げに適用される壁紙には、製品の外表面に「防火製品表示ラベル」が貼り付けられます。また、ラベルには防火性能や認定番号、その他の認定に関する情報が記載されています。

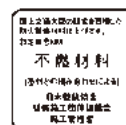
(2) 防火施工管理ラベルについて

認定条件に基づいて壁紙と下地基材を組合せ、かつ日本壁装協会が制定した「防火壁装材料の施工共通仕様」により施工を行った場合、施工箇所には防火性能を表す「防火施工管理ラベル」を表示することができます。

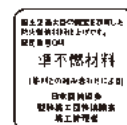
■ 材料の区分、種類、および商品名称

材料区分	紙系壁紙	繊維系壁紙	塩化ビニル樹脂系壁紙	プラスチック系壁紙	無機質系壁紙	その他
商品分類	加工紙 紙布 和紙	織物 植毛 化学繊維織物 化学繊維植毛 化学繊維不織布 絹織物	塩化ビニル	プラスチック オレフィン	水酸化アルミナ紙 骨材 ガラス繊維	合成紙 どんす張り 塗装仕上げ

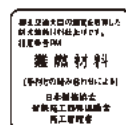
■ 防火施工管理ラベルの種類



(赤色)



(緑色)



(青色)

4 防火種別一覧表

この種別は日本壁装協会が自主管理上の分類のために設定した番号です。この種別は認定番号等の公的な表示ではありませんのでご注意ください。また種別は随時追加・変更がなされております。必ず最新の情報をご確認ください。

防火種別	防火性能						
	施工方法/直張り				施工方法/下張り		
	不燃材料 ※①	不燃石膏 ボード ※②	準不燃材料 ※③	金属板 ※④	不燃材料 ※①	不燃石膏 ボード ※②	準不燃材料 ※③
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃	準不燃	難燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
1-4	不燃	不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-5	不燃	不燃	準不燃	難燃	—	—	—
1-6	不燃	不燃	準不燃	—	—	—	—
1-7	不燃	準不燃	準不燃	不燃	—	—	—
1-8	不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	難燃	難燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	—	—	—	—
2-4	準不燃	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—
2-5	準不燃	準不燃	準不燃	—	難燃	難燃	難燃
2-6	準不燃	準不燃	—	—	—	—	—
2-7	準不燃	準不燃	—	不燃	—	—	—
3-1	不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
3-2	不燃	不燃	難燃	—	—	—	—
3-3	不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
4-1	準不燃	難燃	難燃	—	—	—	—
4-2	準不燃	準不燃	難燃	—	—	—	—
5-1	難燃	難燃	難燃	—	—	—	—
6-1	不燃	不燃	—	—	—	—	—
6-2	—	—	—	不燃	—	—	—
6-3	不燃	不燃	—	不燃	—	—	—
6-4	不燃	—	—	不燃	—	—	—
6-5	不燃	—	—	—	—	—	—

それぞれ壁紙との組合せで使用できる代表的な下地基材は以下のものになります。

※① 告示第1400号のモルタル、厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板

※② 告示第1400号の厚さが12mm以上の石膏ボード

※③ 告示第1401号の厚さが9mm以上の石膏ボード

※④ アルミニウムを除く金属板

5 防火壁装材料認定共同管理の運用について

- 一般社団法人日本壁装協会は、防火壁装材料の認定共同管理を開始しています。

協会として認定を取得することにより、壁装業界として責任を持って認定品を運用管理し、防火壁装材料の認定仕様に関するコンプライアンス向上を目指します。

今後、価格表に掲載している防火認定番号及び防火種別が見本帳有効期限内に変更となる場合がありますので、日本壁装協会の「壁紙品質情報検索システム」で最新の情報をご確認ください。

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索



6 内装制限等一覧表

特殊建築物等		対象となる規模等				制限			
		耐火建築物	準耐火建築物(イ)	準耐火建築物	その他の建築物	居室等	通路・階段等		
特殊建築物	1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席の床面積の合計が400m ² 以上のもの	客席の床面積の合計が100m ² 以上のもの			壁・難燃以上 (床面上1.2m以下除く) 天井・難燃以上 (3階以上に居室を有するものは準不燃以上)※3	壁・天井とも準不燃以上※3		
	2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎(※1)、児童福祉施設等	3階以上の部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの[100m ² (共同住宅は200m ²)以内に防火区画されたものは除く]	2階の部分の床面積の合計が300m ² 以上(病院はその部分に患者の収容施設がある場合に限る)のもの	床面積の合計が200m ² 以上のもの					
	3 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積10m ² 以内は除く)	3階以上の部分の床面積の合計が1,000m ² 以上のもの	2階の部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの		床面積の合計が200m ² 以上のもの				
	4 自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	全 部						壁・天井とも準不燃以上※3	壁・天井とも準不燃以上※3
	5 地下又は地下工作物内に上記1、2、3の用途の居室を有するもの								
建築物の規模	階数が3以上で延べ面積が500m ² を超えるもの	(学校等(※2)を除く。耐火建築物又は準耐火建築物(イ)の高さ31m以下で100m ² 以内に防火区画された特殊建築物に供さない居室を除く 本表2欄の高さ31m以下の部分には適用しない)				難燃以上 壁(床面上1.2m以下除く) 天井とも※3	壁・天井とも準不燃以上※3		
	階数が2で延べ面積が1,000m ² を超えるもの								
	階数が1で延べ面積が3,000m ² を超えるもの								
無窓	窓その他の開口部を有しない居室(天井の高さ6mを超えるものを除く)	床面積が50m ² を超える居室で窓等開放できる部分(天井から下方80cm以内の部分に限る)の面積の合計が床面積の1/50未満のもの				壁・天井とも準不燃以上※3	壁・天井とも準不燃以上※3		
	温湿度調整を必要とする作業室等(法第28条第1項)								
調理室等	調理室、浴室その他の室で、かまど、こんろ、その他火を使用する設備又は器具を設けたもの	主要構造部を耐火構造としたものを除く	階数2以上の住宅(事務所、店舗兼用を含む)の最上階以外の階に火を使う設備を設けたもの		壁・天井とも準不燃以上※3	壁・天井とも準不燃以上※3			
			住宅以外の建築物の火を使う設備を設けたもの						

(除外規定) 上表各欄の制限は、スプリンクラー等自動式のもの及び令126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた部分には適用されません。

防火区画	9 建築物の11階以上の部分200m ² 以内に防火区画された共同住宅住戸には適用しない	100m ² 以内に防火区画	大 れ ば 区 画 は 2 倍 を 設 置 す 自 ら	ス プ リ ン ク ラ ー 等 自 動 式 の もの を 設 置 す	壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	(壁・床面上1.2m以下除く)
		200m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)				
		500m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)				
10 地下街	100m ² 以内に防火区画	大 れ ば 区 画 は 2 倍 を 設 置 す 自 ら	ス プ リ ン ク ラ ー 等 自 動 式 の もの を 設 置 す	壁・天井とも準不燃以上 壁・天井とも不燃	(壁・床面上1.2m以下除く)	
	200m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)					
	500m ² 以内に防火区画(特定防火設備とすること)					

① 回り縁、窓台、その他これらに類するものは内装制限から除かれています。

(平成5年6月25日施行)

② 法令の定めによって設けられる避難階段、特別避難階段は、下地とも不燃材で仕上げることとなります。

③ 内装制限の適用が重複してかかる場合は、法令で規定ある場合を除いては制限の厳しい方が適用されます。

④ この一覧表は概要をまとめたものですから、詳細は法令の本文を参照してください。

※1 下宿、共同住宅、寄宿舎の、準耐火建築物(令第115条2の2第1項第1号の技術基準に適合するもの、1時間耐火)は、耐火建築物とみなされる。

※2 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場。

※3 その仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの。